

1 計画の策定に当たって

わが国では、令和元年10月時点の推計人口において、高齢者人口（65歳以上人口）が3,588万人を超えており、総人口1億2,616万人に対して高齢化率は28.4%と過去最高になっています。高齢者数は令和24年頃まで増加し、その後も、75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことが求められています。

また、高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がっています。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担や介護離職の増加、高齢者虐待などの問題への対応が課題となっています。

こうした中、国は令和7年（2025年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることとしています。

また、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともに創る社会「地域共生社会」の実現が求められています。

本市では、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「常滑市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。令和2年度には、常滑市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の計画期間（平成30年度～令和2年度）が終了することから、国や愛知県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる令和7年（2025年）を見据え、本格的な超高齢社会に対応できる「地域包括ケアシステム」のさらなる深化、推進を目指す「常滑市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

2 国の第8期介護保険事業計画の基本指針について

市町村は、国の基本指針に即して3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることとなっています（介護保険法第117条第1項）。

基本指針では、第8期計画においては、令和7年（2025年）を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する令和22年（2040年）の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて位置付けることが求められています。

国の基本指針（第8期計画において記載を充実する事項）

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
(2) 地域共生社会の実現	○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）	<ul style="list-style-type: none"> ○一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載 ○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載 ○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定 ○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。） ○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載 ○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載 ○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載 ○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
(5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。） ○教育等他の分野との連携に関する事項について記載
(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載 ○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載 ○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載 ○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載 ○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載
(7) 災害や感染症対策に係る体制整備	○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

出典：第91回社会保障審議会介護保険部会資料

3 計画の位置づけ

< 法的位置づけ >

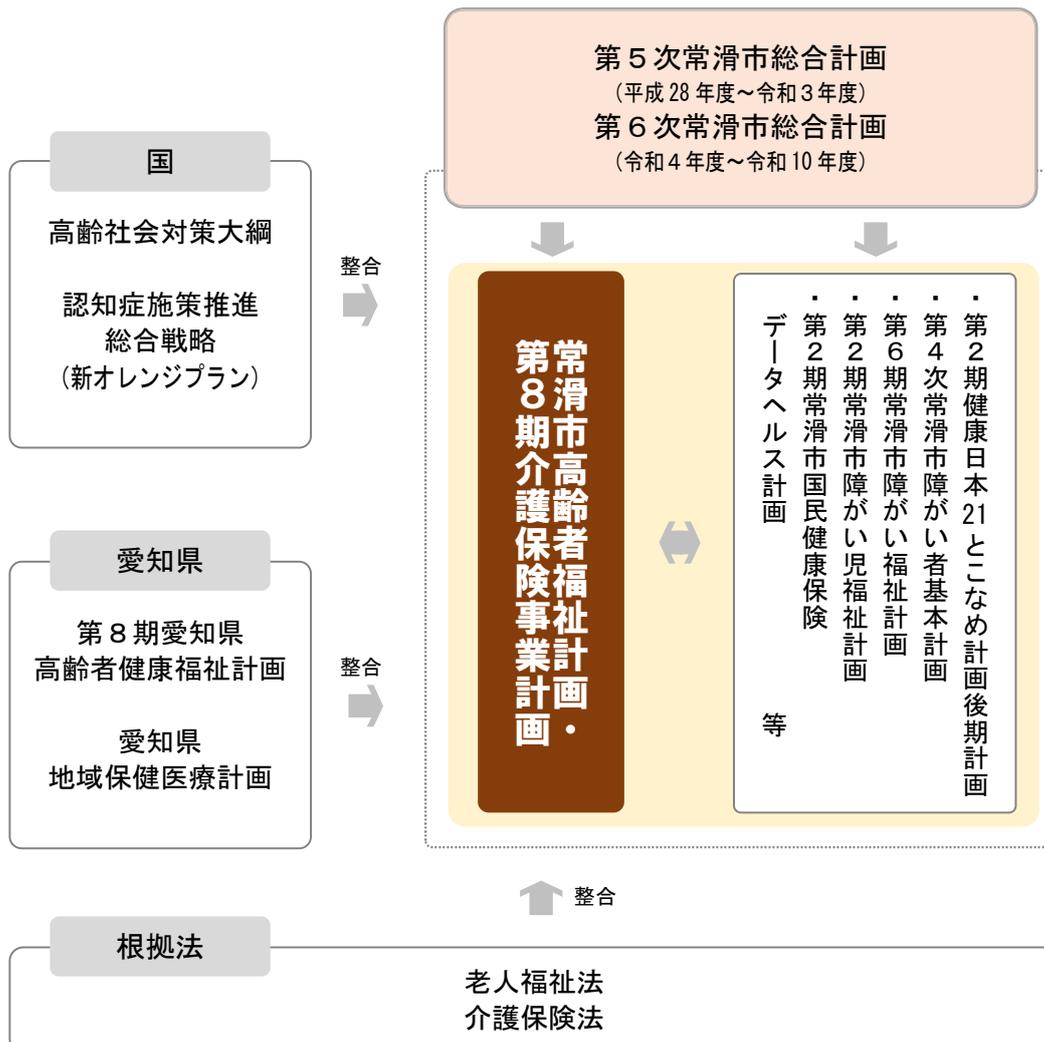
高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

< 高齢者福祉計画と介護保険事業計画との兼ね合い >

本計画は、地域包括ケアシステムの実現を目指し、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するために、両者を一体として策定するものです。

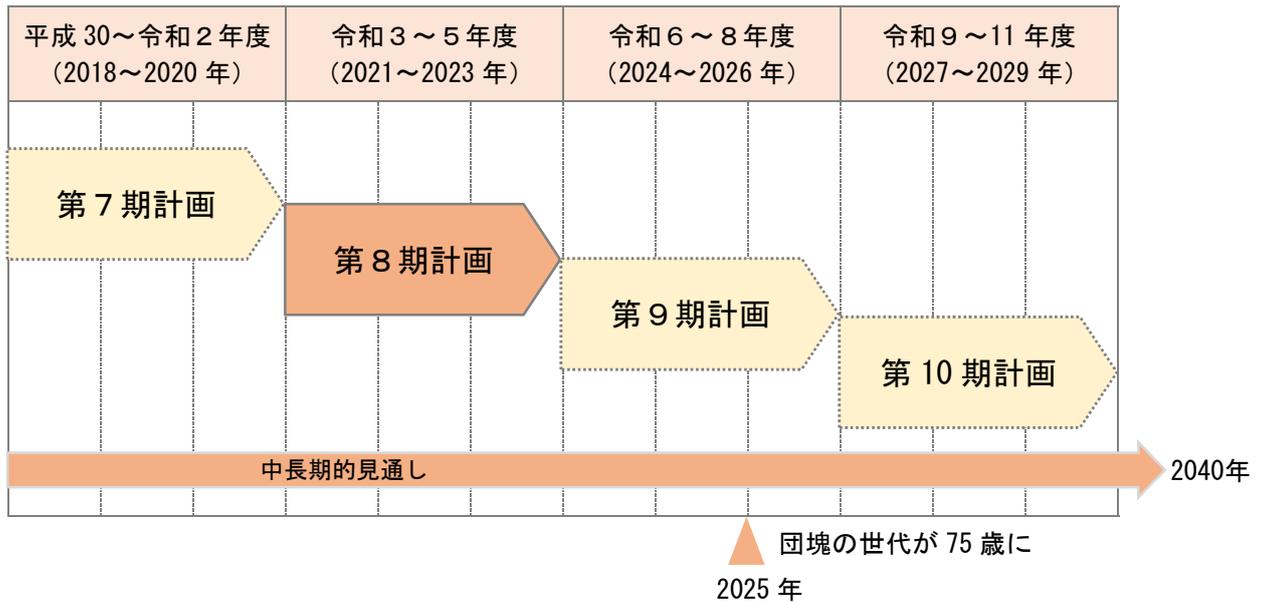
< 市の上位・関連計画との位置づけ >

「常滑市総合計画」の方向性や市の関連計画、県の計画との整合性も踏まえて策定します。



4 計画の期間

「介護保険事業計画」を、介護保険法の規定により3年を1期として定める必要があることから、本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が75歳になる令和7年（2025年）及び、団塊ジュニア世代が65歳以上になり、労働人口が大幅な減少に向かう令和22年（2040年）を見据えて策定しています。



5 計画の策定及び評価体制

(1) アンケート調査の実施

高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向など、次期計画を策定するための基礎的な資料を得るために、65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない人を対象にした「健康とくらしの調査」、65歳以上の要支援・要介護認定を受けている人を対象にした「在宅介護実態調査」及び居宅介護サービスに直接関わっている事業所のケアマネジャーを対象にした「ケアマネジャー調査」を実施しました。

(2) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、高齢者福祉施策の基本的な方向性を確認するとともに、医療関係者、介護関係者、福祉関係者、被保険者の代表、学識経験者、行政関係者等で構成する「常滑市地域包括ケア推進協議会」により検討を行いました。

(3) 計画の評価体制

高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進する「常滑市地域包括ケア推進協議会」にて、計画の進捗を評価します。

また、「日本老年学的評価研究（JAGES）プロジェクト」と共同で、「健康とくらしの調査」の結果等を用いた共同研究会を開催し、高齢者福祉・介護保険に関する研究・分析を行います。